

Q ご門徒より土地を寄進したいと申し出がありました。自坊より四キロメートル離れた約八十坪の土地です。宗教学法人への贈与にも贈与税がかかるのでしょうか？また土地を取  
得後、固定資産税はかかるのですか？

A 贈与税はかからないと思われませんが、寄進者に対し所得税のかかる恐れがあります。まず贈与税から説明しましょう。

贈与税は本来個人から個人に贈与があった場合、受贈者たる個人に課せられる税金で、原則として法人には贈与税はかかりません。ただし宗教学法人などの公益法人には例外的に贈与税のかかる場合があります。

それは、贈与者の親族などの贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき、贈与を受けた公益法人は個人とみなされ贈与税が課されるという税法の規定が設けられているのです。難しい規定なの

ですが、わかりやすく説明すると例えば

① 贈与者やその親族などが宗教学法人から高額な給与を受ける

② それらの人に宗教学法人の財産を無償で利用させる

③ 贈与を受けた宗教学法人が規則等に、解散した場合の財産の帰属を国等であると定めていない場合などです。

質問ではご門徒の寄進は右の①②に該当する性質のものではないと推測されますが、③については寺院側の問題ですから一度規則を見直してください。解散時の住職や個人に残余財産が帰属する旨の寺院規則である場合には、所定の手続を経て帰属する先を本山か他の宗教学法人など公益性の高い団体に変更しておかないと贈与税がかかることとなります。

以上述べた三点がクリアされれば贈与税がかかる心配はありませんが、不動産、特

に土地の贈与があった場合、贈与した者に所得税がかかるという問題が生じます。土地の寄進には金銭授受を伴わないので見逃されがちですが、所得税法では土地を無償で譲渡しても有償で譲渡したものとみなして所得税が課税されるのです。これを「みなし課税」と称し、時価と買値（判明しないときは時価の五パーセントを原価とする）との差額を譲渡益とみなされ、所得税と住民税が課されます。（現行税率は二十六パーセントです）

せっかく寄進しても所得税の負担が生じるのでは寄進を阻害することになりかねないので、公益法人に寄附した場合には一定の要件に合致すれば所得税が非課税になるという特例措置が設けられています。その要件を要約すると

① 寄附が公益の増進に著しく寄与すること

② 寄附した財産が二年以内にその法人の

事業の用に供されること。寺院の場合には宗教活動の用に直接的に供すること

③ 法人の組織および運営が公正に行われる保証のあること。寺院については責任役員六名以上、監事二名以上、諮問機関として十三名以上の門徒総代を置き、規則どおり公正な運営を行うこと

以上すべての要件を満たす場合には国税庁長官に申請をし、非課税の承認を受けることが可能です。

質問のケースでは土地の所在が遠方で宗教活動に使用する見通しが乏しいようですので、非課税扱いの適用は難しいのではないのでしょうか。念のため税務署に出向いて寄進を受ける事情や今後の計画を説明のうえ十分相談されて、ご門徒の納得のうえ寄

進を受けるべきだと思います。

次に固定資産税ですが、土地の使用状態を見て市町村が賦課する税金ですから、宗教活動以外の用に供す場合は当然に課税されます。なお土地の取得に際してかかる登録免許税と不動産取得税も、宗教活動の用に供すのであれば課税を受けることとなります。

最後に、飛び地であれ宗教法人が土地を取得することに制約はありません。責任役員会の承認があれば問題はないと思います。ただし、飛び地を境内地として取得しようとする場合には所轄庁の許可を要するのではないかと思いますので、事前の相談が必要ではないでしょうか。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募

集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。

質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部(財務担当)

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp